国 亀岡市公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 規 則 —— ○ 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の保育料に関する条例施 行規則の一部改正 (保育課) —— 告 示 —— ○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) ○公示送達 (税務課) ○亀岡市指名競争入札等における業者の 指名停止措置要綱の一部改正 (契約検査課) ○公示送達 (税務課) ○亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実 施要綱及び亀岡市木造住宅耐震改修事 業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 7 ○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 10 ○市道路線の供用開始に関する告示 (十木管理課) 10 ○亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激 励金交付要綱の一部改正 (文化・スポーツ課) 11 ○市道路線の区域変更に関する告示 (十木管理課) 11

○市道路線の供用開始に関する告示

(土木管理課)

12

○市道路線の区域変更に関する告示	
(土木管理課)	13
○市道路線の供用開始に関する告示	
(土木管理課)	14
—— 公 告——	
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	15
○施行地区の変更が含まれる地域の名称	
及び図面の縦覧(都市整備課)	18
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	18
○一般競争入札(条件付き)の執行	
(契約検査課)	19
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変	
更による計画書の縦覧 (農林振興課)	22
○路上の放置物件の撤去 (土木管理課)	23
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	23
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	23
○都市計画法に関する工事完了の公告	
(都市計画課)	24
\ E	
任免及び辞令	
127577 C H1 P	
農業委員会欄	
—— 公 告 ——	
○第76回亀岡市農業委員会総会の開催	25

○第77回亀岡市農業委員会総会の開催

25

29

ル参加者の募集

上下水道部欄

—— 告	
○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ	
る事業廃止の告示	26
○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ	
る事業廃止の告示	26
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の	
告示	27
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃	
止の告示	27
○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指	
定の告示	28
○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ	
る事業廃止の告示	28
—— 公 告 ——	
○亀岡市下水道事業受益者負担金システ	
人更新の事業者選定に係ろプロポーザ	

- 任免及び辞令 -

規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

亀岡市特定教育・保育施設及び特 定地域型保育事業の保育料に関す る条例施行規則の一部を改正する 規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考第7項本文中「とする」を「とし、 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一 の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭 和22年法律第67号)第252条の19第1 項の指定都市をいう。以下この項において同 じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、 これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内 に住所を有する者とみなす」に改め、同表備考 に次のように加える。

9 備考第7項に定めるもののほか、この表に おける市町村民税の課税又は非課税の別及び 所得割の額の計算については、支給認定保護 者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属 する者が地方税法第292条第1項第11号 イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後 婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかで ない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚 姻によらないで母となった女子であって、現 に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関 係と同様の事情にある場合を含む。)をして いないもの」と読み替えた場合に同号イに該 当する者又は同項第12号中「妻と死別し、 若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者 又は妻の生死の明らかでない者で政令で定め るもの」とあるのを「婚姻によらないで父と なった男子であって、現に婚姻(届出をして いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ る場合を含む。)をしていないもの」と読み 替えた場合に同号に該当する者であるときは、 これらの者を同項第11号に規定する寡婦又 は同項第12号に規定する寡夫とみなして、 同法第295条第1項(第2号に係る部分に 限る。)並びに第314条の2第1項(第8 号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を 適用する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に 関する条例施行規則は、この規則の施行の日 以後に行われる子ども・子育て支援法(平成 24年法律第65号)第27条第1項に規定 する特定教育・保育、同法第28条第1項第 2号に規定する特別利用保育、同項第3号に 規定する特別利用教育、同法第29条第1項 に規定する特定地域型保育、同法第30条第 1項第2号に規定する特別利用地域型保育、 同項第3号に規定する特定利用地域型保育及 び同項第4号に規定する特例保育(以下この 項において「特定教育・保育等」という。) について適用し、同日前に行われた特定教 育・保育等については、なお従前の例による。

第884号

告示

亀岡市告示第189号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

- 変更があった事項及び内容 代表者の住所及び氏名 住所 省略 氏名 藤田 重和
- 2 変更年月日 平成30年4月28日
- 3 変更理由任期満了に伴う代表者の変更

亀岡市告示第190号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成30年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成30年度 第1期 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成30年度 第1期 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成30年度 第1期 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成30年度 第1期 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成30年度 第1期 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成30年度 全期 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成30年度 全期 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

掲	亦	済	

亀岡市告示第191号

亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱(平成6年亀岡市告示第94号)の一部 を次のように改正する。

平成30年8月8日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第2第2号中「有資格業者」の前に「有資格業者等が」を加え、同号(1)中「の告発又は違反 の認定があった」を「から告発された」に改め、同号(2)中「公正取引委員会の」を「公正取引委員 会から」に改め、「、審決」を削り、「認定があった」を「認定を受けた」に改める。

別表第2第3号中「談合罪、競売入札妨害罪」を「刑法(明治40年法律第45号)第96条の 6 | に、「若しくは起訴」を「又は起訴」に改め、「又は公正取引委員会から談合に係る告発、排 除措置命令、課徴金納付命令若しくはこれらの命令に係る違反の認定があったとき」を削る。

別表第2第9号措置要件の欄を次のように改める。

(その他)

- 9 別表第1及び前各号に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的 な行為※12があり、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。 別表第2に次の1号を加える。
 - 10 別表第1及び前各号に定める場合のほか、代表 当該認定をし 者役員等※13 が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑に た日から3箇 より逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以 月※14 上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告さ れ、工事等の契約の相手方として不適当であると認 められるとき。

別表第3備考中

「※12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な 反社会的行為が業務に関しないものであることにより別表第2第9号を適用して指名停止を 措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び前各号に 基づき措置する期間を限度とする。

を

- 「**※** 1 2 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。
 - ※13 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有 する役員(代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。)と する。
 - ※14 禁錮以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより別表第2第10 号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に関するものである場合に、 別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。

に改める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市告示第192号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成30年8月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
 - (1) 固定資産現所有者の認定について(通知)
 - (2) 固定資産税(補充)台帳登録価格等通知書
 - (3) 平成30年度固定資産税·都市計画税賦 課額変更(決定)通知書
- 2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱 (平成18年亀岡市告示第123号)及び亀岡 市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平 成28年亀岡市告示第205号)の一部を次の ように改正する。

平成30年8月17日

亀岡市長 桂川孝裕

(亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実 施要綱(平成18年亀岡市告示第123号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「おいて昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの」を「所在する次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの

イ 地震(京都府知事が別に定めるものに限る。)による被害を受けたことについて、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書(以下「罹災証明書」という。)により証明されているもの。ただし、罹災証明書の発行された日から1年以内に、第4条に規定する派遣の申込みがされたものに限る。

第2条第2号中「財団法人日本建築防災協会(昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改め、同条第3号中「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団

法人日本建築防災協会」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 対象住宅が地震による被害を受けた住宅である場合は、罹災証明書の写し別記第4号様式中

「(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

を削る。

(亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付 要綱の一部改正)

第2条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金 交付要綱(平成28年亀岡市告示第205 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(平成24年4月1日に 一般財団法人日本建築防災協会という名称で 設立された法人をいう。)」を削り、同条第 5号中「高齢者、障害者等」を「居住者等」 に改める。

第4条第1項中「簡易耐震改修」を「耐震 シェルター設置」に改め、ただし書を削り、 同条第2項を次のように改める。

- 2 補助金の交付の対象となる簡易耐震改修 は、次の各号に掲げる要件の全てに該当す る木造住宅に対して行う簡易耐震改修とす る。ただし、亀岡市の区域内に本店又は主 たる事務所を置いている者(個人の事業者 を含む。)により施工されるものに限る。
 - (1) 次のいずれかに該当する木造住宅であること。
 - ア 亀岡市内において昭和56年5月 31日以前に着工され、現に完成して いること。
 - イ 地震(京都府知事が別に定めるものに限る。)による被害を受けたことについて、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定する罹災証明書(以下「罹災証明書」という。)により証明されていること。ただし、罹災証明書の発行された日から1年以内に、罹災証明書の写しを添えて第6条に規定する補助金の交付申請がされたものに限る。
 - (2) 現に居住の用に供していること又は補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)の完了後居住の

用に供すること。

(3) 過去に補助金(従前要綱に基づく簡易 耐震補助金を含む。)の交付を受けて耐 震改修、簡易耐震改修又は耐震シェル ター設置をされていないものであること。 別記第4号様式中

「(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

を削る。

附則

この告示は、告示の日から実施し、この告示による改正後の亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第2条及び第4条の規定並びに亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定は、平成30年6月18日以後に発生した地震について適用する。

亀岡市告示第194号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年8月22日から 平成30年9月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 11091
- 2 路線名 熊田亀ケ渕線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備考
亀岡市大井町並河熊田8番地の1先から 亀岡市大井町並河熊田8番地の1先まで	前	4. 73m 4. 73m	22. 00 m	変更後路線幅員 最小 4.72m 最大 10.68m
亀岡市大井町並河熊田8番地の1先から 亀岡市大井町並河熊田8番地の1先まで	後	5.00m 9.00m	22. 00 m	最大 10.68m 変更後路線延長 731.23m

「掲示済」

亀岡市告示第195号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年8月22日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年8月22日から平成30年9月5日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月22日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始 延 長	幅員
11091	熊田亀ケ渕線	亀岡市大井町並河熊田7番地の3先から	731.23m	4.72m
11091		亀岡市大井町並河亀ケ渕54番地の1先まで	731. Z3III	\sim 10.68m

「掲示済」

亀岡市告示第196号

亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱(平成27年亀岡市告示第159号)の一部 を次のように改正する。

平成30年8月24日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第197号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年8月28日から

平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01168
- 2 路線名 安町3号線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備考
亀岡市安町中畠206番地先から 亀岡市安町中畠206番地先まで	前	15. 92m 15. 92m	22. 30m	変更後路線幅員 最小 1.43m
亀岡市安町中畠206番地先から 亀岡市安町中畠206番地先まで	後	6.00m 6.00m	22. 30 m	最大 16.03m 変更後路線延長 260.53m

「掲示済」

亀岡市告示第198号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年8月28日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年8月28日から平成30年9月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月28日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路	線	名	供用開始区間	供用開始 延 長	幅員
01168	安町	3	号 線	亀岡市安町77番地の1先から	260.53m	1. 43m
01100	女 啊	Э	夕 脉	- 亀岡市安町43番地の1先まで	200. 93III	~ 16.03m

「掲示済」

亀岡市告示第199号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年8月29日から 平成30年9月12日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 06052
- 2 路線名 湯ノ花2号線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変 更 前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延 長	備考
亀岡市薭田野町佐伯下峠16番地先から 亀岡市薭田野町佐伯下峠12番地先まで	前	4.50m 4.50m	48. 72 m	変更後路線幅員 最小 4.00m 最大 4.00m
亀岡市薭田野町佐伯下峠16番地3先から 亀岡市薭田野町佐伯下峠20番地10先まで	後	4.00m 4.00m	49. 70 m	最大 4.00m 変更後路線延長 49.70m

亀岡市告示第200号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年8月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年8月29日から平成30年9月12日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線	名	供 用 開 始 区 間	供用開始 延 長	幅員
06052	湯 ノ 花 2	号 線	亀岡市薭田野町佐伯下峠16番地3先から	49.70m	4.00m
00052	一场 / 化 4	夕 脉	亀岡市薭田野町佐伯下峠20番地10先まで	49.7011	~ 4.00m

公 告

亀岡市公告第45号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第4号
- (2) 工 事 名 配給水管布設替工事
- (3) 工 事 場 所 亀岡市保津町地内
- (4) 工 事 種 別 水道施設工事
- (5) 工 事 概 要 配給水管 $HIVP \phi 150$ L = 2.0 m

HIVP ϕ 25 L = 68.6m

HIVP ϕ 20 L = 16.8m

(6) 予定価格(税込) 2,311,200円

【入札書比較価格(税抜) 2,140,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から100日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 不要
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
 - (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。(ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。)

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しく は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の 相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成30年8月1日 (水)	共通事項2のとおり
の配布期間	午後1時から	
設計図書等の閲覧期間	平成30年8月1日(水)	共通事項2のとおり
	午後1時から	
入札参加資格確認申請書等	平成30年8月8日(水)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	

	平成30年8月9日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	平成30年8月10日 (金)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成30年8月7日(火)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成30年8月20日(月)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成30年8月21日(火)	
	午後5時まで	
入札期間	平成30年8月23日(木)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成30年8月24日(金)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成30年8月27日 (月)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりと する。

(問い合わせ先)

「掲示済」

亀岡市公告第46号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業内における施行地区に変更が生じ、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第19条第1項に規定する申請があったので、同条第2項の規定により、当該区域に含まれる地域の名称を公告し、当該区域を表示する図面を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域で未登記の借地権を有する者は、公告の日の翌日から起算して1箇月以内に 亀岡市長に対し申告書を提出しなければならない。

平成30年8月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行地区となるべき区域 亀岡市千代川町高野林高ノ畑46-1
- 2 縦覧期間平成30年8月1日から平成30年8月15日まで
- 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「掲示済」

亀岡市公告第47号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 29条第1項に関する工事が完了したので、次 のとおり公告する。

平成30年8月7日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市上矢田町下垣内3の3の一部、3 の5の一部、3の11の一部、3の12の 一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 亀岡市大井町南金岐尾垣内9 株式会社三煌産業

亀岡市公告第48号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第3号
- (2) 工 事 名 水道老朽管耐震化工事(10工区)
- (4) 工 事 種 別 水道施設工事
- (5) 工 事 概 要 配水管 D1GX φ 150 L=1, 385 m

D1GX ϕ 100 L = 1.7m

D1GX ϕ 75 L = 18.3m

給水管 N=9戸

仮設管 1式

(6) 予定価格(税込) 71,420,400円

【入札書比較価格(税抜) 66,130,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から平成31年2月28日
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払 をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事 に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が

請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払(請負金額の20%以内 保証事業会社の保証

が必要)が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第123条第1項第6号に該当する場合は不要とする。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争 入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、 随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。 また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札し た時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
- 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等	平成30年8月16日(木)	共通事項2のとおり
の配布期間	午前11時から	
設計図書等の閲覧期間	平成30年8月16日(木)	共通事項2のとおり
	午前11時から	
入札参加資格確認申請書等	平成30年8月27日(月)	共通事項3のとおり
の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成30年8月28日(火)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	平成30年8月29日(水)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成30年8月24日 (金)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成30年8月31日(金)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成30年9月3日(月)	
	午後5時まで	
入札期間	平成30年9月5日(水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成30年9月6日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成30年9月7日(金)	電子入札システムによる
	午前10時	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格 の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を もって入札した者を落札者とする。ただし、 最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該工事契約を締結しな いことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合 には、当工事の入札に参加できないととも に、亀岡市の指名停止措置を行うことがあ る。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりと する。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課(電話 0771-25-5041)

「掲示済」

亀岡市公告第49号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年8月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課

亀岡市公告第50号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法(昭和27年法律第180号)第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。物件の占有者等は、平成30年9月10日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法 第71条第3項の規定により、市で撤去の上処 分する。

平成30年8月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 市道名
 市道湯ノ花温泉線
- 3 物件名

原動機付自転車 1台

車 種 ホンダ

塗 色 黒色

車 台 番 号 不明

鑑 札 番 号 不明

エンジン番号 AF70E-1291751

「掲示済」

亀岡市公告第51号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 29条第1項に関する工事が完了したので、次 のとおり公告する。

平成30年8月24日

亀岡市長 桂川孝裕

 工事が完了した開発区域に含まれる地域 亀岡市大井町並河1丁目416の2、 417

(関連区域)

亀岡市大井町並河1丁目150の6の一部、416の3の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 亀岡市西つつじケ丘大山台1丁目18の5 中川 妙子

「掲示済」

亀岡市公告第52号

平成30年亀岡市公告第34号に基づき実施 した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格 者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したの で公告する。ただし、有効期限については、平 成32年3月31日までとする。

平成30年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

(各 通)

(合格者受験番号)

土木 I (かめおか・未来・チャレンジ方式) 1001 1002

「掲示済」

亀岡市公告第53号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 29条第1項に関する工事が完了したので、次 のとおり公告する。

平成30年8月30日

亀岡市長 桂川孝裕

(関連区域)

亀岡市篠町篠上中筋52の4、52の5 の一部、52の6の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 福岡市中央区天神4丁目4の1 株式会社オリエンタル・ホーム

「掲示済」

任免及び辞令

高酒岸中松寺峰中光材武信忠。克や直。雄。正章

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します

山 本 明

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱 します

任期は平成31年8月31日までとします 平成30年8月1日

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第9号

第76回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年8月1日

亀岡市農業委員会会長 酒井省五

記

1 日 時

平成30年8月6日(月) 午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 2階202・203会議室

- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定 による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地の取扱いについて

「掲示済」

亀岡市農業委員会公告第10号

第77回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年8月31日

亀岡市農業委員会会長 酒井省五

記

1 目 時

平成30年9月5日(水) 午後1時30分から

2 場 所

- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ·第2号議案 平成30年10月農用地利用 集積計画(農地中間管理機構)

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

平成30年8月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
179	中川設備	中川 友治	亀岡市曽我部町南 条北向田7-48

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

平成30年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
272	勝田水道	代表 勝田 健太	京都市右京区龍安 寺塔ノ下町21

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市指定給水装置工事 事業者指定の告示

平成30年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者 として指定したので、亀岡市指定給水装置工事 事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 指定した日
 平成30年8月6日
- 2 指定した業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
292	勝田水道株式会社	代表取締役 勝田 健太	京都市右京区龍安 寺塔ノ下町21 ほたるアパートB 室

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市下水道排水設備指定工事 業者廃止の告示

平成30年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

- 廃止処理日
 平成30年8月6日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
281	勝田水道	代表 勝田 健太	京都府京都市右京 区龍安寺塔ノ下町 21番地

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市下水道排水設備指定工事 業者指定の告示

平成30年8月6日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

平成30年8月6日

2 指定業者

指定 番号	業者名	代表者名	住 所
296	勝田水道株式会社	代表取締役 勝田 健太	京都府京都市右京 区龍安寺塔ノ下町 21 ほたるア パートB室

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市指定給水装置工事事業者に おける事業廃止の告示

平成30年8月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止 届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置 工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表	者名	住	所
238	亀岡市上下水 道管工事業協 同組合	並河	義樹	亀岡市荒 目13番	

公告

亀岡市上下水道部公告第2号

亀岡市下水道事業受益者負担金システム更新の事業者選定に係るプロポーザル参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成30年8月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務名 亀岡市下水道事業受益者負担金システム更新の事業者選定
- 2 業務内容 別紙「亀岡市下水道事業受益者負担金システム更新業務委託仕様書」のとおり
- 3 実施スケジュール

項番	項目	日程等
1	参加募集の公告	平成30年8月29日(水)
2	参加表明期間	平成30年8月29日 (水) ~
		平成30年9月6日(木)午後5時00分
3	質問書の提出期間	平成30年8月29日(水)~
		平成30年9月6日(木)午後5時00分
4	ヒアリング日程の通知	平成30年9月11日(火)
5	質問に関する回答	平成30年9月11日(火)
6	提案書等の提出期間	平成30年9月12日(水)~
		平成30年9月21日(金)午後5時00分(必着)
7	ヒアリング等審査	平成30年9月28日(金)~平成30年10月2日(火)
8	審査結果の通知	平成30年10月16日(火)
9	契約締結	平成30年10月下旬

4 その他 詳細は、実施要領及び仕様書等参照

任免及び辞令

井木悦表大山域達大田世女女

(各 通)

太木櫻田西原廣藤藤田村井中田田瀬岡川

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱しま す

任期は平成32年8月7日までとします 平成30年8月8日